

# 第64回東村山市民産業まつり 出店者募集（飲食・物販）

第64回東村山市民産業まつりを下記日程にて開催致します。

今年度は諸般の事情により、例年とは異なる場所での開催となります。出店条件が一部変更となる可能性もございますが、本趣旨にご賛同いただき、共にまつりを盛り上げていただける店舗を募集いたします。つきましては飲食コーナーおよび物販コーナーの出店者を下記の通り出店募集致します。

■開催日時 … 令和7年11月8日(土)～9日(日) 午前10時より午後4時まで

■会場 … TAC東村山スポーツセンター周辺

■出店場所 … (飲食)TAC東村山スポーツセンター駐車場又はユニクロ東村山市民スポーツセンター前店駐車場  
(物販)TAC東村山スポーツセンター体育館内

- 募集資格
- ①東村山市商工会の会員であり、市内に営業所を有し、実行委員会で認められた者。
  - ②不当な行為の防止等に関する法律に規定される反社会的勢力及びその構成員の統制下でないこと。尚、東村山警察において名簿の照会を行うため、現場責任者の身分証明書の写しが必要となります。
  - ③営業実態が把握できる書類を提出できる者。
  - ④物販コーナーでは、常時取り扱っている品目の販売及びPR活動をすること。  
(現地で調理を行わない食品販売も含む。)野菜及び果樹は不可
  - ⑤飲食コーナーでは、常時飲食の提供および販売を行っている事業者であり、現在取り扱っている品目の調理販売行為をすること。(調理販売は1品目に限る。)野菜及び果樹は不可
  - ⑥出店日数が1年間に6日以上となる場合は、出店者名義の営業許可証(臨時)を取得していること。
  - ⑦11月10日(月)午前7時30分からの会場内清掃に参加すること。不参加の際は、次年度の産業まつりの出店資格を喪失することを理解していること。
  - ⑧昨年以降の商工会関係イベント(産業まつり・菖蒲まつり等)において、出店停止となっていない者。
  - ⑨実行委員会、警察署、消防署、保健所等の指示に従える者。
  - ⑩開催場所変更にご賛同いただき、ご理解ご協力いただける者。

■申込方法 … 商工会の窓口にて申込書類一式(募集要項)を配布致しますので、書類のご記入及びその他の必要書類を揃えて申込期日迄に申してください。  
お申込は郵送・FAX・電話での申込受付は不可です。必ず商工会窓口へご持参いただきお申してください。

■申込期間 … 飲食及び物販:令和7年8月5日(火)午前9時～8月21日(木)午後5時

※申込は先着順ではございません。申込多数の場合は、説明会にて抽選を行います。抽選は申込順で行いますが、申込必要書類がすべて完備された時点で受付完了と致します。

※申し込みは1事業所(1会員)1小間迄です。

※今年度開催は物販も原則1事業所(1会員)1小間迄とします。2小間希望の方は、実行委員会と協議の上、可能であれば2小間出店を認めますので申込書の2小間希望欄にチェックを入れてお申し込みください。

■募集区画 … 飲食コーナー 38小間 ※予定  
物販コーナー 21小間 ※予定  
※上記の小間数は 8月28日(木)の説明会には確定しております。

(飲食コーナーについて)

本開催では会場変更の関係上、出店品目によって出店場所が限られる可能性があります。

その為、出店品目によっては出店エリアを指定させていただくこともございますので予めご了承ください。

【裏面へ続く】

■小間サイズ 間口1.5間(270cm) × 奥行 2間(360cm)

■小間決め … 出店する小間は出店者会議にて抽選を行います。

■出店者会議 … **8月28日(木) 会場 東村山市中央公民館 2階第3集会室**

(本町2-33-2 電話 042-395-7511)

1. 飲食コーナー 午後2時より

2. 物販コーナー 午後4時より

※出店者会議では、出店に関する注意事項の説明と小間決めを行いますので  
必ず出席して下さい。(代理出席可)

■出店料 … 飲食コーナー 1小間につき2日間 **20,000円** ※出店者会議にて領収します。  
物販コーナー 1小間につき2日間 **15,000円** ※出店者会議にて領収します。

■駐車料金 … 無料 (但し、1 事業者 1 台まで)

■電気使用料 … 無料(600W以下)※電気ポット、ホットプレート等は使用不可

■申込先 … 東村山市商工会 (担当 八子)  
東村山市本町 2-6-5 電話:042-394-0511

### その他留意点について

#### ①取り扱い品目について

同時に取り扱える品目数は食品 1 品目です。

開缶、開栓を行うのみの清涼飲料水及び酒類については、品目数に含めません。

#### ②アルコール飲料の取り扱いについて

缶・瓶アルコール飲料の提供は、期限付酒類小売業免許を取得していなければ販売できません。販売される場合には、必ず期限付酒類小売業免許の写しを申込時に商工会に提出して下さい。

期限付酒類小売業免許の詳細は国税庁ホームページにてご確認ください。

#### ③調理済み食品の販売について

食品表示法(QR コードよりホームページを参照ください)に従い  
容器パッケージに原材料名や賞味期限を明記したシールを必ず貼ってください。



#### ④販売ルールについて

- ・のぼり、看板の設置位置を遵守すること。
- ・出店時及び接客時は極力マスク着用・食品を取り扱う際はビニール手袋を着用すること。
- ・体調がすぐれない方につきましては、出店を控えること。
- ・アレルギーのある材料を使用している場合は、店頭にアレルギー表示を行うこと。

#### ⑤臨時出店に関して

1年間に6日以上出店される方で、現地で調理行為を行う場合は、「臨時営業許可」を必ず取得して下さい。申請には、10日間程度かかる場合がございます。

保健所の許可書を申込締め切り日までに取得できない場合は、事前に商工会までご連絡ください。

臨時営業許可の詳細については東京都多摩小平保健所までお問い合わせください。

(TEL:042-450-3111)

#### ⑥出店許可の取り消しについて

募集要項の記載事項及び実行委員会の指示に違反した場合は、出店許可を取り消し、次年度の菖蒲まつり及び産業まつりへの出店をお断りいたします。